

車積載車の有償運送の許可申請について

1. 許可業務の範囲について

対象となる運送物は、排除することにより二次災害の防止及び交通渋滞の回避を図り、公共の福祉を確保する観点から、道路上で事故又は故障により自力で走行することができない状態等となった自動車又は原動機付き自転車です。

また、運送できる区間は、原則として、有償運送の許可を受けた運輸支局の管轄区域内における道路上の現場（運送する自動車または原動機付き自転車が、事故又は故障により自力で走行することができない状態等になった場所）から、最寄りのディーラー、整備工場または車両置き場等までです。

2. 許可の要件

許可の要件として、以下の2点が必要です。

- ・申請の日前1年以内に研修実施団体¹が実施する研修を受けていること。
- ・有償運送の許可を受けようとする車積載車について、被害者1名当たりの補償額を無制限とする対人賠償保険又は共済保険に加入していること。

3. 許可の期間

許可期間は許可日から3年以内です。

4. 申請の手続きについて

・新規

事業者が直接申請する場合は、
「有償運送許可申請書」、「研修実施団体による研修の受講の状況（原本）」、「任意保険等の証券（写）」、「車検証（写）※」を提出して下さい。

※電子化されていない自動車検査証にあっては自動車検査証（写）又は電子化された自動車検査証にあっては自動車検査証記録事項

また、申請する車両の使用者が申請者と異なる場合は、これらの書類に加え、車両の使用承諾書が必要になります。（以下、代替、増車、再発行の際も同様）

・代替

¹ 日本自動車整備振興会連合会（静岡県自動車整備振興会連合会）、日本自動車連盟（J A F）など。詳しくは http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000018.html にてご確認下さい。

現在許可を受けている車両から、違う車両に入れ替えをしたい場合は、申請が必要です。事業者が直接申請する場合は、「有償許可申請書」、「研修実施団体による研修の受講の状況」「任意保険等の証券（写）」、「車検証（写）」、「当初許可証（原本）²」を提出して下さい。なお、新しい車両の許可期間は当初の許可証の終期までとなります。

・増車

現在許可を受けている車両に加え、他の車両を使用したい場合は申請が必要です。

「有償許可申請書」、「研修実施団体による研修の受講の状況（写）」、「任意保険等の証券（写）」、「車検証（写）」、「当初許可証（写）」を提出して下さい。

なお、新しい車両の許可期間は当初の許可証の終期までとなります。

・許可証の再発行

許可証を紛失した場合は、再発行申請が必要です。

有償運送許可証再交付申請書、任意保険等の証券（写）、車検証（写）を提出して下さい。

5. その他

○郵送で手続きする場合は、上記の申請に必要なものに加え、切手を貼った返信用封筒、担当者の連絡先が分かる名刺・メモ等を同封して下さい。

○許可期間が切れた許可証はすみやかに静岡運輸支局輸送・監査担当まで返納して下さい。

○許可期間が切れたあとも、引き続き許可を得たい場合は新規扱いになり、研修を再び受講する必要があります。

○そのほかご質問等ありましたら、静岡運輸支局輸送・監査担当 054-261-1191 までお問い合わせ下さい。

²新しい車両の許可が下りるまで現在の車両を使用したい場合、申請時には当初許可証の写しを添付し、新しい車両の許可が下り次第、許可証の原本を返却して下さい。